



23生産第269号  
平成23年4月8日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省大臣官房参事官(園芸担当)

野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している野菜の取扱について  
(周知依頼)

放射性物質が検出された野菜等の廃棄の方法については、平成23年3月25日付22生産第10998号により、お知らせしたところですが、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言に基づき、別紙のとおり変更することとしますので、貴県下の生産者・関係団体等に対し、周知いただくようお願いいたします。

また、今後、新たな知見等が得られましたら、追加的に情報提供させていただきます。

(別紙)

## 野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している 野菜の取扱について

放射性物質が検出された野菜の廃棄方法において、「まだ刈り取っていないものはそのまま放置する」としていましたが、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言に基づき、次のように変更することになりましたので、ご承知ください。

### 【変更前】

- すき込み及び焼却は望ましくない
- すでに刈り取ったものは1箇所に集めて保管する
- まだ刈り取っていないものはそのまま放置する



### 【変更後】

- すき込み及び焼却は望ましくない
- すでに刈り取ったものは1箇所に集めて保管する
- まだ刈り取っていないものは、すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の農作業を行っても差し支えない。なお、刈り取ったものは、一箇所に集めて保管する（ただし、コメの作付制限地域以外に限る）

なお、保管しているものの処分方法については、別途、関係部局等と協議中ですので、もうしばらくお待ちください。